に限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項第四号中「別表第一(六)項ロ、(ト)項イ、十六の二項及び十六の三項」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(ト)項イ、十六の二項並びに十六の三項」に改め、「(同表(ト)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。)」を削る。

(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条　特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及びロ中「別表第一(五)項イ」を「別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで」に、「別表第一(六)項イ及び(六)項ハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ面積」を「基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)」に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項及び第三条　平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十三号)による改正後の消防法施行令(次項において「新令」という。)別表第一(六)項ロ、(ト)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物(同表(ト)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(ト)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則(次項において「新規則」という。)第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(ト)項イ、十六の二項並びに十六の三項に掲げる防火対象物(同表(ト)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限り、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)及び(2)、(ト)項イ、十六の二項並びに十六の三項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、新規則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条　附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条　消防法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年総務省令第百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令別表第一(六)項ロ、(ト)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物」の下に「(同表(ト)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。)」を加える。